

名張市コミュニティバス運行条例の一部改正について

1. 改正の経緯及び趣旨

市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」（以下「ナッキー号」といいます。）の運賃は、運行開始から1乗車につき100円としてきましたが、近年の燃料費の高騰や運転手の労働環境の見直しによる運行コストの上昇により、本市の財政負担は増加しています。

一方で、ナッキー号の利用者数は増加傾向にありますが、利用者によるアンケートでは増便をはじめとする改善要望をいただいています。

今後、名張市地域公共交通計画に掲げる地域交通の継続運行や利便性向上等の利用環境の整備の検討も必要となることから、名張市行財政改革プランに掲げる受益者負担の視点も勘案し、令和8年4月1日から運賃の改定を行い、あわせて、緩和措置として、ナッキー号と他の路線バス、コミュニティバス等と乗り継ぎをする利用者に対してナッキー号の運賃の半額を免除することとする規定を整備しようとするものです。

2. 改正の概要

- (1) ナッキー号の運賃を1乗車200円（現行：100円）とします。
- (2) 交通事業者により市内を運行するバス又は地域の協議会等の団体により市内を運行する車両（以下「市内運行バス等」といいます。）からナッキー号に乗り継ぐ場合及びナッキー号から市内運行バス等に乗り継ぐ場合（この乗り継ぎの前に、市内運行バス等に乗車し、ナッキー号から市内運行バス等に乗り継ぎをする旨を確認することができる書類の交付を受けている場合に限ります。）におけるナッキー号の運賃の半額を免除することとします。

3. 運賃値上げに対する考察

(1) 運行経費と運賃収入の推移

運転手の労働環境の見直しにより、運行に必要な人工数の増加、燃料費の高騰により運行経費は上昇しています。また、これまで実施してきたキャンペーンなどの効果により、利用者数は増加しているものの運賃収入に結び付いていない傾向にあります。

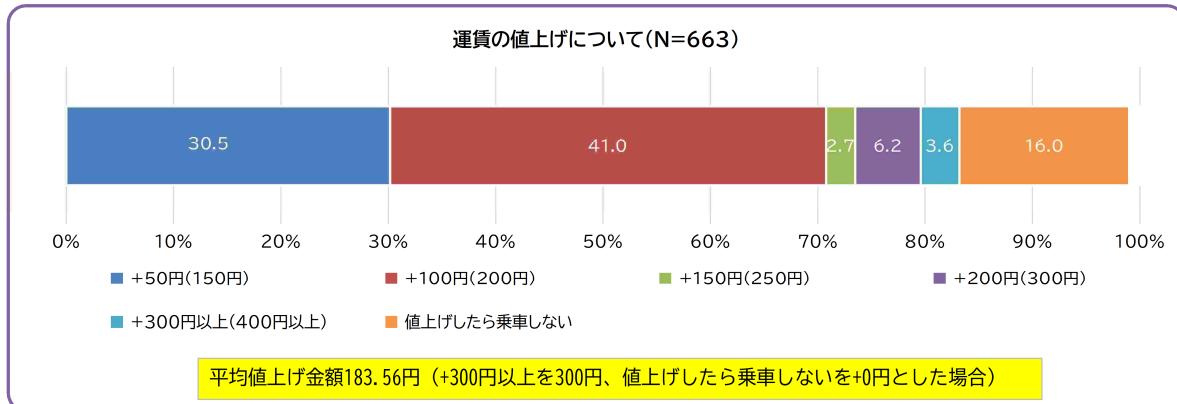
	平成31年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度
運行経費	18,208,800円	19,661,400円	21,399,400円	22,002,200円
運賃収入	4,350,400円	3,861,400円	4,093,700円	(予測) 4,062,300円
収支率	23.9%	19.6%	19.1%	(予測) 18.5%

※令和6年度の土日運行を除きます。

(2) ナッキー号の利用者によるアンケート結果

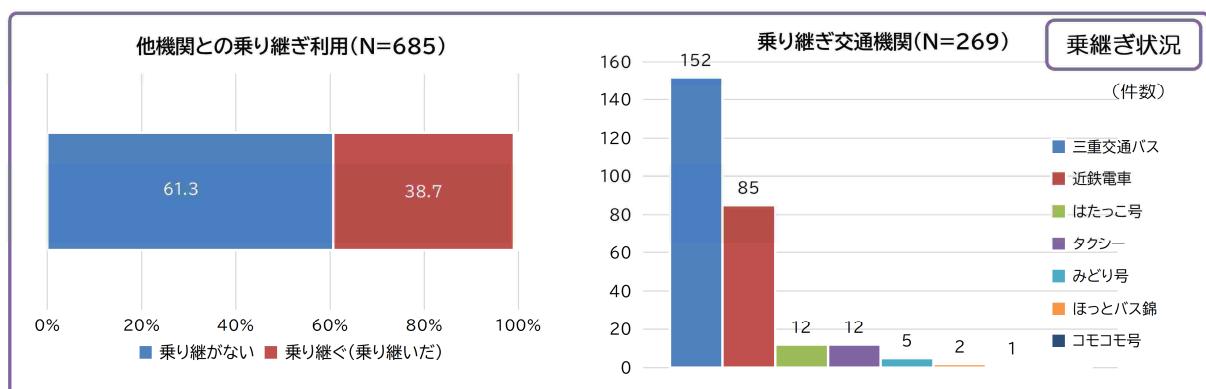
令和7年5月19日から23日までの間、職員がナッキー号に乗り込み、アンケート調査を実施しました。

ア 運賃を値上げする場合の上限



イ ナッキー号の利用者の乗り継ぎの状況

(路線バスとコミュニティバスとの乗り継ぎの割合は26.8%)



(3) 運賃収入の予測

	令和5年度	令和6年度※	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和6年度 比較(R8-R6)
総利用者数	47,848人	51,435人	53,000人	53,000人	1,565人
運賃収入 (減免対象者等 を除きます)	3,959,300円	4,093,700円	4,062,300円	7,801,600円	3,707,900円
乗継割引 ※半額免除	-	-	-	△768,500円	
運賃収入 合計	3,959,300円	4,093,700円	4,062,300円	7,033,100円	2,936,400円

※ 令和6年度の土日運行を除きます。

※ 令和8年度予測値は、令和7年度予測をベースに「減免対象者」、「値上げによる利用者減少」及び「乗継割引による減収」を減じます。

※ 「値上げによる利用者減少」及び「乗継割引」の算出には、減免対象者の割合に応じ減額率を調整しています。

(4) 市民意見募集結果

道路運送法第9条第5項に基づき、本件について、市広報、市ホームページ及び市公式LINEを通じて、8月4日～20日の間、意見を募集し、16件の意見がありました。

【市民意見募集の主な意見】

- ・値上げは賛成であるが、利便性の向上を望む。
(ノンステップバス、IC化、土日運行、ルート延長、増便など)
- ・150円にすべき。
- ・現行のままが良い。
- ・乗り継ぎ割引ありがたい。
- ・近隣と同様に200円で良い。
- ・障害者は全額免除ではなく半額負担でもよいのでは。

【地域公共交通会議における意見】

- ・運転手確保に課題がある。令和6年の労働基準の厳格化により、運転手をより多く確保する必要がある。運転手の定年を72歳まで延長しているがなお不足している。
- ・正社員だけでなく、アシストベースでも人件費が上がっている。
- ・人件費だけでなく、人口減少で利用者が減少している。
- ・バリアフリー化やカメラ設置など安全面が求められている。

4. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。